

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月15日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）による特別遺族給付金を支給しない旨の処分を取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、B会社の事業主であり、昭和56年5月、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の第1種特別加入（中小事業主等）の承認を受け、主に床工事に係る請負工事に従事していた。
- 2 被災者は、平成10年頃より体調が急激に悪化し、C医療機関に受診したところ、肺がん（以下「本件疾病」という。）と診断され加療を受けたが、○年○月○日、同医療機関で死亡した。死亡診断書の記載は、直接死因は転移性肝がん、その原因は本件疾病とされている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は石綿ばく露によるものであるとして、特別遺族給付金の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が、石綿ばく露によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(1) 被災者は、昭和27年頃からDのEという親方に弟子入りし、3年間の大工見習い、1年間のお礼奉公を経て、Dに居住しながらF会社のGから仕事をもらい一人親方の大工を昭和55年まで続けたことが認められる。

ア 被災者とEの雇用関係は不明であるが、Eから独立して一人親方となった経緯から、Eに雇用される労働者であったと推認されるどころ、決定書に説示するとおり、昭和27年頃から4年間の被災者の業務内容及び同僚労働者の有無は一件記録からも不明であり、石綿ばく露作業の従事期間として評価することはできない。

イ 被災者の一人親方としての特別加入について、請求人は、「被災者はH同業者団体で一人親方をしていた。」旨述べているが、H及び労働局のいずれにも特別加入に関する書類は存在しない。また、請求人は「I同業者団体が発足したのを機に、昭和56年5月1日に労災保険特別加入をした。」旨述べているものの、それ以前の一人親方としての労災保険法の特別加入は認められない。

なお、請求人は、被災者の一人親方としての作業について、「鉄骨作業をするときは、鉄骨に石綿を吹き付ける作業であり、F会社の社長及びGは肺がんで死亡した。」旨述べているが、被災者の一人親方としての石綿ばく露について、請求人は、「ばく露歴を証言する同僚などはいない。」と述べ、F会社の社長らの肺がんによる死亡についても、一件記録からは、F会社の社長が、被災者の同僚として作業を行っていたか、肺がんを発症し死亡したことが石綿を原因とする労働災害として認定されているかのいずれも不明であることから、請求人について昭和27年頃から昭和55年までの間に石綿ばく露作業があったとは認められない。

(2) 被災者は、決定書に説示するとおり、昭和55年10月、Jに会社を立ち上げ

事業主となり、平成56年5月1日から労災保険に加入し、同月23日に中小事業主等の特別加入の承認を受けたことが認められ、会社立ち上げ以降、床工事及び、壁の工事も行っていたことが認められる。

ア 請求人は、床工事について、要旨、「土間コンクリート又は捨てコン面にヒルティ又はエアピンにより鋼材の脚を固定し、大引き、根太掛けをした上で、ベニヤを重ねていく作業である。」と述べ、床工事を発注したK会社取締役管理部長Lは、「床工事は、金属建材を敷いた上にベニヤ板やフローリングを敷く工事をお願いしていました。」と述べていることから、被災者が行った床工事の工程は鋼材の固定からフローリングの敷設であり、使用した材料は金属材料、木質系材料及び木材と認められ、石綿を含む材料とは認められない。

イ また、壁の工事について、請求人は、要旨、「石綿が吹き付けられた壁に、板を張り付けていた。」と述べているが、一件記録をみても請求人が石綿にばく露した事実を裏付ける証拠は確認できない。

ウ (ア) また、請求人は、被災者の業務による石綿ばく露の状況について、上記意見書において、「①ヒルティ、エアピンを用いて、床にピンを打つ作業は、ピンを打つ場所の墨付けのため、床の断熱材に使用された石綿吹付け材を素手でかき分けていたことから、石綿紡績作業における「混綿」や石綿含有製品の製造工程における混合機に原料石綿を投入する原料石綿を直接扱う作業と実質的に同様のばく露形態である。②上記①の作業の前に、床に石綿が吹き付けられるが、吹付け作業の間、1～5m隣で、作業を見守っており、実質的に吹付け作業者と大差はない。」旨主張している。

(イ) ①の主張について

吹付け石綿は昭和50年に施行された特定化学物質等障害予防規則の改正により原則禁止となり、ロックウールとセメントを混合した吹付けロックウールに変わったが、過渡期の5年間は技術的な問題から石綿を5重量%未満含有させていたとされ、昭和55年以降の吹付けロックウールは湿式工法を除き完全に無石綿になったとされている。湿式工法で石綿を含む吹付けロックウールが使用されたのも、昭和63年頃までとされており、湿式工法は、発じんを嫌う施工場所で採用

されている。

したがって、被災者の特別加入は昭和56年5月であることから、湿式工法以外の工法によるロックウールの吹付けによる石綿ばく露は、被災者の特別加入期間中なかったものと考えられるところである。また、湿式工法による場合にのみ昭和63年頃まで5重量%未満の発じんが抑えられたもののばく露の可能性が認められるが、平成元年以降はロックウールの吹付けによる石綿ばく露はなかったと考えられる。

この点、Lの「K会社は平成元年1月に設立され、同社が請け負った工事で石綿を使用したものはない。」旨の申述と符合する。

そうすると、主張①について、石綿を含む吹付けロックウールを素手でかき分ける作業は、石綿そのものを綿と混ぜたり投入したりする作業と同様とは認められない。

(ウ) 上記②の主張について

吹付け作業者と間接ばく露者のばく露を同様に扱うことはできず、吹付けロックウールに係る石綿含有量及び湿式工法の発じんについては上記(イ)のとおりであることから、請求人の主張は採用できない。

エ さらに、請求人が述べている被災者が施工した主な工事のうち、施工が一件記録により確認される工事は、M床工事、N床工事、O床工事及びP改修工事であるが、工事の内容が確認されるのは、M床工事に限られる。

同工事は、M改修工事のうち、平成3年1月10日から同年3月4日を契約上の工期とする床改修工事であり、石綿の取扱いは認められない。

一方で、並行して、天井石綿除去工事が行われており、決定書に説示するとおり、同工事は石綿の飛散防止措置が行われていることから、仮に被災者が当該床改修工事の作業中に石綿にばく露していたとしても、間接的なばく露を受ける作業であったと認められる。なお、M改修工事において業務上の事由による石綿疾患の認定はされたものではない。

その余の工事については、いずれも体育館の新築又は補修の床工事又は壁工事と推認され、被災者が作業中に石綿にばく露していたとしても、上記イのばく露にとどまるものと推認される。

(3) 請求人は、「Jの会社作業場の床、天井、壁に石綿が吹き付けられていた。」との旨を述べ、その根拠として平成26年に行われた解体工事の見積書に「ア

スベスト除去工事」と記載されていることをあげ、また、Lは、要旨、「現場で使用した金属材料を持ち帰り加工していた。」と述べていることから、上記(2)のとおり、使用する材料には石綿が含まれていなかったと考えられるものの、決定書に説示するとおり、被災者は、会社作業場において、労災保険法の特別加入をした昭和56年5月から死亡した平成12年3月までの約18年9か月について、石綿の間接的なばく露を受ける作業を行っていたものと認められる。

なお、請求人は、令和元年11月5日付け意見書において、「被災者の労災保険法で認定されるばく露期間は18年9か月であることに異論はない。」と述べている。

- (4) (1) ないし (3) のことから、被災者が、石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品又は石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等の石綿製品の製造工程における作業及び石綿の吹付け作業に労働者又は特別加入者として従事した期間はなかったものと認められる。

### 3 当審査会の判断

- (1) 石綿健康被害救済法による特別遺族給付金は、労働者又は特別加入者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿肺、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚にかかり、これにより死亡した者の遺族であつて労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものに対しその請求に基づき支給され、石綿にさらされることによる疾病の業務起因性については、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を定めている。

- (2) 被災者に発症した疾病について、Q医師は平成12年5月17日付け証明書において、「被災者は、転移性肝がんが疑われ、肝生検の結果、肺が原発と思われる小細胞がんが指摘され、死亡後の病理解剖において、肺小細胞がんが原発と考えられる転移性肝がんとの結果を得た。」旨述べている。Q医師の見解について、R医師は、平成30年5月30日付け意見書において、「Q医師の原発性肺がんとする診断は妥当と思われる。」旨述べていることから、決定書に説示するとおり、被災者に発症し、被災者の死亡の原因となった本件疾病は、認定基準に掲げる疾病であると認められる。

- (3) 被災者が従事した石綿ばく露作業については、上記2に説示するとおりであ

るが、被災者が、石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品又は石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等の石綿製品の製造工程における作業及び石綿の吹付け作業に労働者又は特別加入者として従事した期間は認められない。

(4) R医師は、被災者のC医療機関入院診療録を検討し、前記意見書において、要旨、第1型以上の石綿肺及び胸膜プラークは、胸部X線及び胸部CTレポート及び解剖所見から、存在を疑わせる記載は認められず、石綿小体及び石綿繊維は測定されていない旨述べている。R医師の見解は妥当なものと認められることから、以下のとおり判断する。

ア じん肺法に定める胸部X線写真の像が、第1型以上である石綿肺の所見は得られていない。

イ 胸部X線検査及び胸部CT検査等により、胸膜プラークは認められない。

ウ 石綿小体又は石綿繊維の測定はされておらず、それらの所見は確認されていない。

(5) 本件一件記録を精査したところ、胸部X線検査及び胸部CT検査に関する記載において、びまん性胸膜肥厚を疑う記載は認められないことから、被災者に発症した本件疾病は、びまん性胸膜肥厚を併発したものとはいえない。

(6) 以上のとおりであるから、本件疾病の発症及び死亡は業務に起因するものではないから、業務上の事由によるものということとはできない。

#### 4 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日